

2016年3月

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

ロシア編



JETRO

序論

1. ロシアの法制度

ロシア連邦は、大陸法系(大陸ローマ・ゲルマン法系ともいう)であり、このことは、ロシアの法体系全体が包括的な階層構造をなしていることを意味する。このような制度では、理論上、立法機関(ロシア議会)で制定される制定法が主要な役割を果たしている。裁判所には、主に、新たな行為規範を創り出す権限はなく、法律を解釈し、適用する権限が与えられている。実務では、ロシア最高裁判所が下級審の判決を再審理し、時にはレビューを交付する。このレビューは、現実には、特定の部類の訴訟の判決方法について下級審に拘束力のある勧告をするものである。このような勧告に準拠しない下級審の判決は無条件に取り消される場合がある。法制度の中核には、ロシア連邦憲法がある。連邦憲法の下位法として連邦憲法的法律があり、これは、憲法で明確に定めた分野などで採択されている(例えば、連邦商事裁判所に関する連邦憲法的法(Federal Constitutional Law on State Commercial Courts))。民法、刑法等といった連邦法の地位を有する法典がいくつか存在する。

知的財産法は、民法の一部を構成する。民法は、私法のほとんどの側面を規律する制定法である。民法第 IV 部は、知的財産権のみを扱っている。債権債務の定義、債務の履行が不十分な場合の法的責任、第三者による履行、債務の履行担保、契約の締結、修正及び解除の手續などに関連するものを含む民法第 I 部総則の規定は知的財産の問題にも適用される。民法第 II 部は、売買、契約当事者の履行など、特別な種類の債務について規定する。知的財産事項に関連して、第 II 部には、フランチャイズ契約(「営業許可」)に関する比較的詳細な規定が盛り込まれている。さらに、民法第 III 部には、国際私法に関する規定が含まれており、これらの規定は知的財産権に係る取決めにも大きな影響を及ぼしている。

民法第 IV 部は、独自の広範かつ詳細な総則を備えているので、一種の「法典内法典」として構成されている。この第 IV 部(第 69 章)は、ロシアにおいて保護される知的財産の対象、排他的権利の説明、知的財産権の取得手續に関する共通の規定、存続期間、ロシアにおける外国人権利者の権利の効力、登録手續、知的財産の対象を扱う契約の種類、ライセンス、担保及び譲渡に関する一般的規定、知的財産権の保護、維持及び権利行使に関するルールなどを網羅している。総則に続いて、特別な種類の知的財産の対象に関する第 70-76 章がある。

さらに、連邦政府、経済発展省及びロシア特許庁により採択された従属法もある。この法律は、特許と商標などの出願、審査手續、特許の維持(商標登録)に関する詳細を含んでいる。特許と商標に関係する手数料の納付額について定める規則も存在する。このほか、憲法第 15 条(4)及び民法第 7 条(2)は、ロシア連邦の国際条約が国の法体制に不可欠な部分であり、直接適用されると定めている。ロシア連邦が加盟している国際条約に国内法と異なる規定が含まれている場合には、国際条約の規定が適用される。

ロシアは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(以下、ベルヌ条約)、工業所有権の保護に関するパリ条約(以下、パリ条約)、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(ローマ条約)、衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約(ブリュッセル条約)、オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(レコード保護条約)商標法条約、特許手續上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定(以下、マドリッド協定)、マドリッド協定の議定書(以下、マドリッド議定書)、特許協力条約(以下、PCT)、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定(ロカルノ協定)、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニ

ース協定(ニース協定)、(国際特許分類に関する)ストラスブール協定、植物の新品種の保護に関する条約(UPOV 条約)、著作権に関する世界知的所有権機関条約、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約、商標法に関するシンガポール条約、特許法条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下、TRIPS 協定)など、知的財産事項を規律するほぼあらゆる国際条約の締約国である。

ロシアは、意匠の国際登録に関するハーグ協定には加盟していないが、近く加盟することを予定している。

2. ロシアの知的財産権法制

知的財産権法

- ロシア連邦憲法(第 44 条及び第 71 条(o))
- ロシア連邦民法、特に第 IV 部(以下、「民法」)
- ロシア連邦刑法、特に第 146 条、第 147 条及び第 180 条(以下「刑法」)
- ロシア連邦行政違反法(以下、「行政違反法」)、特に第 7.12 条、第 7.28 条、第 14.10 条及び第 14.33 条
- 「競争の保護に関する」ロシア連邦法(第 2.1 章)
- 政府の政令と省庁の規則

民法第 IV 部は、8 章(第 69-77 章)で構成され、334 の条文が盛り込まれている。第 IV 部第 69 章には、全ての知的財産権に共通の規定が定められている。その他の章は、個々の知的財産権に関して定める。

知的財産問題担当機関

- Rospatent(発明、実用新案、意匠、商標、原産地表示、コンピュータ・プログラム、データベース、回路配置に対する権利の正式登録)。Rospatent を連邦政府の従属機関にする計画がある。
- 連邦反独占局(FAS)(知的財産権に係る不正競争の抑制)
- 連邦税関庁(国境における侵害防止)
- 内務省(市場での侵害防止)
- 国防省、内務省、保健省、産業貿易省、連邦保安局、国家原子力エネルギー公社(秘密発明の出願審査)

3. 特許及び商標代理人

外国人が特許及び商標の保護を受けるためには、ロシア特許代理人を Rospatent における代理人に任命しなければならない。2008 年 12 月 30 日付の「特許代理人に関する」連邦法第 316-FZ 号は、特許代理人の登録と業務に関連する関係を規律している。

Rospatent の登録簿には、2015 年末までに、約 1,800 人の特許代理人が登録されている。これらの者は、独立開業であっても契約による従業者であってもよい。同法は、特許代理人に対し、契約に基づく義務を履行する過程で得た情報の機密を保持し、依頼人の書面による同意を得ることなく、依頼人から受け取った文書に含まれる情報を漏えいしないよう義務づけている。特許代理人は、依

頼人が発行した委任状(公証されている必要はない)に基づいて Rospatent において依頼人を代理する。さらに同法は、利益相反の場合の特許代理人の活動を規制している。

Rospatent に登録されている特許代理人のリストはオンラインで入手可能である。
(http://www.fips.ru/sitedocs/patpov_en.htm)

4. 知的財産権の情報

Rospatent は、公報において、出願、登録特許、登録商標及びその他の知的財産の対象に関する情報を発表している(http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_en/en/ofic_publication/)。

またその年報において、ロシアにおける登録活動に係る統計データを発表している。
(<http://www.rupto.ru/about/reports?lang=en>)

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ロシア編

[著者]

GORODISSKY & PARTNERS 法律事務所

編集長：Vladimir Biriulin

[発行]

日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2016年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2016年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。